

中央用対第3号
平成25年10月3日

東北地区用地対策連絡会会长 殿

中央用地対策連絡協議会事務局長
(国土交通省土地・建設産業局 地価調査課長)



復興事業における事業認定適期申請ルールの周知等について（通知）

土地収用法に基づく事業認定等の積極的活用については、中央用地対策連絡協議会において、「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について（平成15年7月31日中央用対第12号事務局長通知）」により申し合わせを行い、各起業者において、事業認定等の適期申請の実施に努めてきているところである。

このたび、被災地における復興事業において、今後収用手続の活用が必要となる事業が増加することも想定されることから、上記通知の趣旨を再度周知するなどの対応を行うよう復興庁から依頼があったことを踏まえ上記通知の趣旨を再度周知するとともに、合わせて、供用開始時期を見据えた収用手続の効果的な活用に資するよう、下記の通り通知する。

記

1. 事業認定等に関する適期申請の実施について

「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について（平成15年7月31日中央用対第12号事務局長通知）」の趣旨は、本来、遅くとも用地進捗率八〇%または用地幅杭の打設から三年までに収用手続に移行すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、それが適切な時期と判断される限り、八〇%または三年を待たずに収用手続に移行することは可能であり、また、むしろ、それが望ましい措置であること。

2. 供用開始時期を見据えた収用手続の活用

被災地においては、任意での用地取得に加え、災害による行方不明、多数相続の発生等による所有者不明の土地等の取得に際しての不明裁決など収用手続を活用することが想定される。このため、工事に要する期間と供用開始目標を見据えつつ、事業計画の検討段階からの事業認定申請に向けた準備、適切な段階での裁決申請への移行など、任意での用地取得と並行して事業認定及び裁決手続を進めることができること（別添フロー図参照）。

公共事業の流れ

